子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

(1) 政策目的

子ども・子育て応援都市を推進します。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①保育待機児童の解消、幼児教育・保 育の推進	204 保育・幼児教育の充実	保育担当部	147
②妊娠期からの切れ目のない支援、地	203 家庭・地域における子育て支援 の推進	子ども・若者部	141
域の子育て力の向上	205 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ) の推進	子ども・若者部	153
③子どもや若者の活動を支え、成長を	201 若者の交流と活動の推進	子ども・若者部	130
促す環境づくり	206 子どもの成長と活動の支援	子ども・若者部	159
	208 特別支援教育の充実	教育委員会事務 局	172
④支援が必要な子どもへの総合的な	209 支援を必要とする子どもと家庭のサポート	子ども・若者部	178
支援、効果的な児童相談行政の推進	211 教育相談・不登校対策の充実	教育委員会事務 局	191
	210 効果的な児童相談行政の推進	児童相談所開設 準備担当部	185
⑤質の高い教育の推進、学校経営力の	207 「世田谷9年教育」の推進	教育委員会事務 局	165
向上	212 世田谷の教育を推進する拠点づくり〜教育総合センター〜	教育委員会事務 局	197

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目標に対する 達成状況
子育てしやすい環 境だと感じる保護 者の割合	56.4%	64. 3%			65.0%	91.9%
地域で子育てに関わる区民の割合	7.6%	7.6%			15.0%	0%

(4) 成果の達成度に対する評価等

- 1) 横断的連携の取組みに対する評価(成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)
 - ①保育定員の拡充と質の維持・向上、幼児教育・保育の充実(保育担当部、子ども・若者部、教育委員会事務局)

教育委員会事務局と保育担当部、子ども・若者部が連携したことで、公私立保育園も参加したアプローチ・スタートカリキュラムの試行・検討や、乳幼児教育アドバイザーの区立保育園への派遣の試行、公私立幼稚園・保育園の合同研修等、より専門知識を高めるための取組みを進め、保育の質の維持・向上、幼児教育・保育の充実を図ることができた。区立幼稚園、私立幼稚園、公私立保育園を所管する各部が連携し、各園への働きかけや情報提供等を行ったことが成果につながった。

②ひとり親家庭等の支援(子ども・若者部、総合支所、生活文化部、経済産業部、保健福祉部、 保育担当部、都市整備政策部)

ひとり親家庭の抱える現状や課題について、庁内で横断的に構成した「ひとり親家庭支援連絡会」にて、基本的な生活状況や経済状況、子どもの養育や居場所等子育てに関すること、住宅支援、就業支援、相談支援などの幅広い議論と情報共有を重ね、ひとり親家庭実態調査項目に関する検討を行い、課題の共有、支援の窓口の連携強化を図ることができた。更に、「当事者主体の相談支援研修」では、庁内の子育て支援を担う保健福祉センター各課、保育園、児童館など庁内所管及び、庁外の母子生活支援施設や地域子育てコーディネーター等への参加の拡大を図り、職員等の相談支援の技術向上を図り、参加者同士の交流や情報交換の場ともなり、当事者に寄り添った支援につながった。

③子どもの貧困対策の推進(子ども・若者部、総合支所、生活文化部、保健福祉部、保育担当部、 世田谷保健所、都市整備政策部、教育委員会事務局)

子どもの貧困対策は、子どもへの支援だけでなく、経済的安定や住宅、健康など親への支援 も視野に入れた総合的な議論が必要なことから、庁内横断的に構成した「子どもの貧困対策推 進連絡会」にて、様々な視点からの幅広い議論と情報共有を重ね、早い段階から子どもの貧困 に気づき支援につなぐための主な傾向をまとめた「気づきのシート」は、教育委員会事務局と 連携したことで、多くの子どもと密接に関わる学校関係者への活用拡大につながった。また、 子どもの生活実態調査の調査項目に関する検討(連絡会全体で調整)や国の制度における寡 婦・寡夫控除等のみなし適用に伴う区の対応についての検討(関連部署で調整)などを行い、 それぞれ現状に応じた実施に結びつけることができた。

④妊娠期からの切れ目のない支援(子ども・若者部、総合支所、保育担当部、世田谷保健所)

出張所等と連携し、窓口での妊娠届等の対応の際に丁寧に「妊娠期面接」につなぐことや、 健康づくり課が妊娠期面接の未実施者へ電話・文書による個別勧奨を行い、妊娠期面接の実施 率が向上したことにより、妊娠期からの支援がより早期から可能となった。

ネウボラ・チーム(地区担当保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員)や地域子育て支援コーディネーター(利用者支援事業)を通じて、妊婦や子育て家庭を地域の様々な子育て支援につなげた。また、地域の子育て支援の担い手から心配なケースを保健師等につなぎ、必要に応じて継続的な支援を行った。このように、母子保健を担う所管と子育て支援を担う所管が緊密に連携することで、妊婦や子育て家庭が孤立することなく安心して子育てできる環境整備が図られた。

地域の力を活用した子育で支援を担う子ども・若者部と母子保健の専門性を持つ世田谷保健所が両輪となって進行役を担い、総合支所が母子保健等を所管する現場として専門性を直接的に発揮する、というそれぞれの強みを活かした連携体制を構築することができた。

⑤効果的な児童相談行政の推進(児童相談所開設準備担当部、総合支所、生活文化部、地域行政 部、保健福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所、教育委員会事務 局)

令和2年4月の児童相談所開設にあたり、児童相談所と子ども家庭支援センター、地域が一

体となった効果的な児童相談行政の実現を目指し、児童虐待予防・早期発見、地域での見守り 強化の視点に立った関係機関との連携体制の構築を進めるため、各関係所管課と児童相談所開 設後の連携に向けた検討や情報共有・意見交換を行った。

また、児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的運用については、区の児童相談所開設後の大きな柱となることから児童相談所開設に先立ち、平成30年度から各子ども家庭支援センターと庁内検討組織を立ち上げ、一元的運用の実現に向けた具体の方策について検討を開始した。

2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)

①子ども・子育てつなぐプロジェクトの充実等、世田谷版ネウボラとしての地域ネットワークの 強化

地域で子育てを支える環境の充実を図るため、子育て利用券事業に地域の子育て活動団体の参加を増やした。子ども・子育てに対するニーズの多様化もあり、多彩な子育て活動団体が活動している中で、個々の活動では限界もあり、情報を共有しながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められていることから、多くの人が子育てに関わることのできる場や機会を充実することで、地域全体で子どもの育ちや子育て家庭を見守り支える環境を整えた。具体的には、地域全体での子育て支援の取組みを子育てメッセを核として、子ども・子育てつなぐプロジェクトとして推進しており、平成30年度は子育てメッセの場において、大学の協力によりマーケティング手法でアンケートを分析し、その結果を提言として団体にフィードバックすることで、地域で子ども・子育てを支える取組みの強化を図った。

②外遊び啓発、ネットワークづくりの推進

そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、普及啓発やネットワークづくりに向けたイベント等を開催し、区民が外遊びを体験する機会を拡大した。また、外遊び活動に関わる団体に限定せず、町会、民生委員児童委員協議会、PTAなど幅広い分野の団体からの参加者を交えたワークショップを開催し、全区的な新たなネットワークづくりを進め、このネットワーク会議を複数回開催することにより、継続した関わりを持つことができた。平成27年度に設置された外遊び検討委員会の中で、外遊びの現状と課題について議論し、その課題解決と、すべての子どもに自由で主体的で創造的な外遊びを広めたいという思いから発足した、そとあそびプロジェクト・せたがやという団体と協働して取り組むことができた。

更に、砧・多摩川遊び村やプレーリヤカーの開催回数を増やすなどの拡充を行い、協働の取組みにより、子どもたちや乳幼児親子が外遊びを体験できる機会が増えたことで、子どもと一緒に遊ぶ大人の外遊びの理解促進につながっている。

③「情熱せたがや、始めました。」の取組み

子ども・若者部が「情熱せたがや、始めました。」メンバーと連携してSNS等で情報発信を行うことで、地域活動や区政情報を効果的に発信することができた。これは、メンバーがSNS発信事業に興味があったり、世田谷区の魅力を知りたい・伝えたい若者が主体であるため、同世代の若者が共感し、情報を受け取った若者の地域活動への参加を促すことができたのが成功要因と考えている。また、若者の視点による様々なSNS媒体の活用や日々のtwitterへの投稿により、効果的な情報発信につながっている。

④教育研究等の推進(教育総合センターの整備)

教育総合センターの交流ゾーンや広場活用の区民参加型のワークショップにおいて、若林町会、外遊び団体、おでかけ広場、公私立幼稚園・保育所等に広く声かけし参加を募ったことにより多くの参加者が集まり、子どもの「遊び」と「学び」に関して多面的に意見交換をすることができた。また、普段、教育と関わることの少ない方々にも地域で子どもを育む意識を高めることができた。

⑤地域ボランティアの活用による特別支援教育の推進

地域ボランティア等を活用し、小1サポーターモデル事業、学校要約筆記ボランティアモデル事業及び大学生ボランティア事業を実施した。小1サポーターモデル事業では、教職員と連携したサポーターの児童に寄り添った活動により、1年生が学校生活に早期順応していく様子が見られ、学校要約筆記ボランティアモデル事業では、ボランティアが特別支援学級の教員と連携し、専門性を活かした支援を行うことができたため、難聴生徒の学習意欲が向上した。また、大学生ボランティア事業では、教員志望の大学生が学校の教職員と連携して配慮を要する児童・生徒への支援を行ったことで、大学生の教育活動への参加促進や児童・生徒の安全確保等の効果をあげることができた。

これは、地域ボランティア各々が持っている強みを学校教育に活かしたいという思いと、学校の求める支援内容をうまくマッチングできたことが成功要因と考えている。

⑥ネウボラ・チーム(地区担当保健師・母子保健コーディネーター)による医療機関や地域の子 育て支援の担い手との連携の推進

医療機関との顔の見える関係構築を目指し、地区担当保健師と母子保健コーディネーターが、昨年度に引き続き、妊婦健康診査を実施する医療機関を含め、区内の産婦人科を訪問し、妊娠期面接等の説明や情報交換を行うとともに、おでかけひろばや児童館等を訪問し、情報交換や育児相談を行い、地域子育て支援コーディネーター等との連携を深めることで、妊婦が安心して出産し、親となり子育てのできる環境の整備を進めることができた。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

「子育てしやすい環境と感じる保護者の割合」の成果指標は大幅に向上しており、この間の保育定員の拡充や子育て支援の充実により、子育て当事者や子育て世代の子育てしやすさにつながった。一方、「地域において子育てに関わる区民の割合」は策定時と変化がなく、地域で子育て支援に関わる土壌の構築にはつながっていない状況にある。今後も地域主体の取組みを増やし、子ども・子育てに関わるきっかけづくりを進めるとともに、子どもや子育て家庭を地域で応援したい、という意識・気運の醸成をあわせて図っていく必要がある。

この間、保育待機児童の解消に向けた取組みは順調に進んできた。しかしながら、幼児教育・保育の無償化などに伴い将来の保育需要増が見込まれることや、世田谷・北沢地域での保育施設整備につながる不動産の確保が困難であること等の課題が顕在化しており、ソフト面での対応も含めた新たな対策が必要になっている。

世田谷版ネウボラの推進や地域における子育て支援の推進により、妊婦や子育て家庭が孤立することなく安心して子育てができる地域づくりが進んだが、世代を問わず地域で子育てに関わる区民が増加するという状況にはなっておらず、参加と協働の意識向上を進める必要がある。また、令和元年度より始まる子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点機能の設置等による子育て家庭を取り巻く区の相談支援体制の整備を通じ、地域や医療との更なる連携を深め、切れ目のない支援のより一層の充実を目指す。

子ども・若者の交流・活動の支援に向け、外遊びの推進を通じて場や機会の確保を進めてきたが、外遊びを見守り支える大人を増やすことへの課題が残る。今後も、そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、外遊び推進委員や児童館地域懇談会を活用し、ネットワークを広げ、外遊びのPRや理解の促進を強化する必要がある。また、「情熱せたがや、始めました。」の取組みにおいて、若者目線でのSNS等による地域情報や区政情報の配信、地域の方への取材等により若者の地域活動や地域課題への参加・参画の意識の醸成につながった。今後は、メンバーである若者が世代交代を繰り返しても、その時々で主体的に活動・運営できるよう、委託事業者とともに伴走型の支援を行い、更なる魅力のある地域情報等を発信し、若者の地域参加を促進できるよう取り組む。

支援が必要な子どもへの総合的な支援に向け、福祉と教育領域等で構成した「子どもの貧困対

策推進連絡会」における多様な視点による検討や「気づきのシート」の活用のほか、母子保健、子育て支援所管、出張所等の緊密な連携による妊娠期からの切れ目のない支援により区政課題や 区民ニーズへの柔軟かつ重層的な対応につながった。また、児童相談所開設に向けた子ども家庭 支援センターとの一元的な運用を目指した検討を進め、新たな連携の更なる充実に取り組む。

質の高い教育の推進、学校経営力の向上においては、家庭及び学校での学習支援等を図るため、eーラーニングなどICT環境の整備に取り組むとともに、大学や企業との連携も視野にいれた教育研究体制の構築を進めるなど、教育の質の向上に向け着実に取組みを進めている。また、世田谷の教育を推進する拠点となる教育総合センターの令和3年12月の開設に向け、ワークショップ等を通じて教員や地域住民の意見を取り入れながら実施設計の策定に向け取り組んでいる。一方、新学習指導要領の本格実施や乳幼児教育と義務教育の連携強化への対応として、世田谷の教育は質的転換・更なる質の向上が求められており、教育総合センターの着実な整備に取り組むとともに、世田谷9年教育の改定などを通じて新たな教育への転換に向けた取組みを進める必要がある。

今後も妊娠期から子育で期、乳幼児から子ども期・若者期までの切れ目のない支援を区民の参加と協働により展開し、子どもと子育でにあたたかい地域づくりを進める。更に、令和2年4月の児童相談所開設を一つの契機として、これまで以上に予防型の支援を展開するとともに、子どもや子育で家庭に身近な地域・地区において、多様な地域資源と連携・協力した適切な見守りや相談支援ができるよう支援体制・ネットワークの強化に努める。

高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

(1) 政策目的

誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくります。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
	101 生涯を通じた一人ひとりの健康 づくりの推進	世田谷保健所	70
	102 介護予防の総合的な推進	高齢福祉部	76
①地域包括ケアシステムを推進する	103 認知症在宅支援の総合的な推進	高齢福祉部	82
ための医療、介護・福祉サービス、 予防・健康づくり、住まい、生活支	104 在宅医療・介護連携推進事業	保健福祉部	87
接、社会参加(就労)の一体的な提供体制の構築	105 高齢者の在宅生活を支える保健 福祉サービスの整備	高齢福祉部	92
	106 障害者の地域生活の支援と障害 者差別の解消	障害福祉部	97
	408 様々な住まいづくりと居住支援	都市整備政策部	313
②身近な地区における相談窓口の充	108 相談支援機能の強化	総合支所	108
実と地区の課題を地区で解決する 参加と協働による地域づくり	109 地区・地域での社会資源の発掘・創出	総合支所	113
③担い手となる福祉人材の育成・拡充	111 福祉人材育成・研修センター運 営	保健福祉部	123
④地域包括ケアシステムの推進に向 けた新たな展開の検討	110 全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営	梅ヶ丘拠点整備 担当部	118
	112 地域包括ケアシステムの深化・ 推進	保健福祉部	127

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目標に対する 達成状況
「福祉の相談窓 口」の認知度	30. 2%	42.1%			60%	39. 9%
介護や医療が必要 になっても世田谷 区に住みたい人の 割合	69. 2%	64.4%			75%	△82.8%
障害者差別解消法 の認知度	29. 2%	25. 4%			50%	△18. 3%

(4) 成果の達成度に対する評価等

- 1) 横断的連携の取組みに対する評価 (成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)
 - ①地区における相談支援体制の確立(総合支所、地域行政部、保健福祉部、障害福祉部、高齢福祉部、子ども・若者部、保育担当部、世田谷保健所)

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)、世田谷区社会 福祉協議会の三者 (以下三者) による相談体制は、介護と障害、子育て、身近な困りごとなど の問題が同時に発生し、複合化しているケースに対し、早急な対応と相談の引き継ぎが出来る ようになった。また、相談内容によっては、三者で対応した事例もある。

これは、行政手続き及び行政サービスに関することはまちづくりセンターが受け、介護や障害、子育て、地域交流などに関することはあんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会の専門職職員が対応するというように、三者の異なる業務とそれぞれの知識を共有し同じ場所で連携できることが、身近な地区での相談体制の確立につながったと考えている。

②在宅医療・介護連携の推進に向けた取組み (保健福祉部、高齢福祉部、総合支所)

医療・介護関係の様々な専門職が参加する医療連携推進協議会で、世田谷区における連携体制のあるべき姿や進め方の全体像を共有しながら、あんしんすこやかセンターを核として地区連携医事業や在宅療養相談支援等に取り組んだ。地区における多職種ネットワークづくりを進めたことで、専門職間の相互理解が深まり、困難ケースや緊急を要する場面等で医療職・介護職の連携が図れた。

③健康づくりと介護予防(世田谷保健所、高齢福祉部、総合支所)

「外出が、介護予防・認知症予防に効果がある」ことを普及啓発するために、世田谷保健所と高齢福祉部とで連携を図り、介護予防事業において、健康せたがやプラン(第二次)後期での区民の健康づくり運動「健康せたがやプラス1」の取組みを紹介したリーフレットやテキストを活用するなど、高齢者が興味や意欲をもって、行動変容に結び付けられるような働きかけの工夫を行った。

④地域での支えあい活動の支援(保健福祉部、総合支所、生活文化部、地域行政部、障害福祉部、 高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所)

三者や民生委員等地区の関係者が持つ情報を共有・活用しながら、地区の課題に対して社会 資源の発掘や人材の育成・マッチング、地域のネットワーク化、住民主体の活動等を支援して いる。例えば、課題に対する検討会を社会福祉協議会が中心となって行い、そこで提案された 課題解決のきっかけとなる事業をあんしんすこやかセンターが開催し、実施に関わる関係機関 への協力依頼や関連部署への連絡をまちづくりセンターが行い、必要な場所の確保や人材のマッチング等は、まちづくりセンターの協力を得て、社会福祉協議会が中心となって取り組むな ど、連携しながら行えたことが成果に結びついた。

⑤安心できる暮らしの基盤となる多様な住まいの確保(障害福祉部、高齢福祉部、都市整備政策部)

平成 29 年 3 月に、区の住宅部門と福祉部門並びに民間不動産店団体や社会福祉協議会などを会員とする居住支援協議会を立ち上げた。住宅確保要配慮者の住宅確保を効果的に進める方策について意見交換を行なった結果、安否確認や孤立死した場合の原状回復費支払いがセットとなった民間保険会社のサービスについて、区と民間不動産店団体、民間保険会社による三者協定を締結できた。今後、住宅確保要配慮者の入居支援策のひとつとして期待できる。

⑥地域や職域等関係機関と連携した生活習慣病予防の推進 (総合支所、経済産業部、保健福祉 部、高齢福祉部、世田谷保健所)

地域・職域連携事業は地域保健と産業保健の連携により就労者の健康に関する情報や保健サービスを増やすことで健康レベルの向上を目指すことを目的としており、区の関係所管と商工会議所、地域産業保健センター、労働基準監督署などの機関で構成する「地域・職域連携推進

重点政策 2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

連絡会」の協議をもとに連携事業を実施している。協議の過程で、中小企業のメンタルヘルスを高める方策や職場の健康づくりを通じた活性化をどのように進めるか等の検討ができ、区内事業者向け健康経営力向上セミナーの内容に反映させることができた。参加者は少なかったものの、関係者間で区内中小企業経営者等に健康経営の意義や従業員等の心身の健康づくりの大切さ等の意識を高めることができた。

⑦こころの相談機能の強化に向けた効果的な連携のあり方の整理

こころの相談機能の強化・精神疾患を持つ方や精神障害者支援の強化に向けた効果的な連携 (総合支所、保健福祉部、障害福祉部、世田谷保健所)

障害福祉部及び世田谷保健所が共同事務局となって、学識経験者、区内医療機関及び区関係 所管で構成する検討会を設置し、2年にわたり多角的な視点で検討を行い、今後の区の精神障 害者施策の充実に向けた方向性等を「精神障害者施策の充実に向けて一こころの相談機能等の 強化検討専門部会報告書ー」として取りまとめることができた。さらに、その成果を踏まえ、 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業」の取組みを進めるとともに、必須事 業となる「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置にあたっては、既存の会議体であ る自立支援協議会地域移行部会に医療関係者や地域生活を支える支援者などを加えて対応す るなど、障害福祉部及び世田谷保健所との間で連携を図ってきた。また、翌年度の新規事業「多 職種チームによる訪問支援事業」の準備を滞りなく進めることができた。

2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)

○認知症サポーターの養成

政策経営部広報広聴課及びあんしんすこやかセンターと連携したことで、広く区民に広報することができ、認知症サポーター養成講座の実施回数を増やすことができ、目標が達成できた。これは、区のホームページや高齢・介護応援アプリ、メールマガジン等の周知内容の検討、あんしんすこやかセンターによる広報紙等を活用して、町会・自治会及び地域団体等へ積極的に周知を促したことによるものと考えている。

○認知症カフェの整備や運営支援

認知症在宅生活サポートセンターが、あんしんすこやかセンター及び認知症カフェの運営団体と連携し、「認知症カフェハンドブック」の作成や認知症の人が情報発信しやすい場づくり等の運営支援ができた。これは、あんしんすこやかセンターの窓口等で認知症カフェの開催場所・日時、特徴等を記した「認知症カフェハンドブック」の配布を促したことや、認知症カフェ交流会の際に、運営継続のノウハウを運営団体同士で意見交換を積極的に促したことによるものと考えている。

○医療職・介護職の情報共有、ネットワークづくり

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院長会、訪問看護ステーション管理者会、ケアマネジャー連絡会、あんしんすこやかセンター等の医療・介護関係者と連携し、地区連携医事業による地区における医療職・介護職のネットワークづくり等具体的な施策展開を図った。これは、多職種が参加する医療連携推進協議会で、世田谷における連携体制のあるべき姿や進め方の全体像を共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて各職種の認識と合意、意識変革、検証等をPDCAサイクルを意識して丁寧に実施したことによる。

〇健康せたがやプラス1の働きかけをする健康づくり講座・イベントの実施

区民一人ひとりが何か一つ健康に良いことを生活に加えるよう働きかける「健康せたがやプラス1」を広く区民に広めるため、区民が参加する区主催の各種講座やイベント、セミナー等の様々な機会を捉えて普及啓発を行っているものの、認知度が伸び悩む状況であった。そのため、官民連携の枠組みを活用して、民間事業者が持つ顧客との接点を活用することで周知・啓発の機会の拡充を主眼に、世田谷保健所が連携を図っている第一生命株式会社の顧客訪問の機会で、「健康せたがやプラス1」の取組みを周知したところ、区民への浸透度も一定程度、高

めることができた。今後も、民間企業との連携により周知の機会の拡充を図っていく。

○こころの健康づくりにかかる地域人材の育成

自殺予防に係わる普及・啓発及び人材育成の観点から、家族や友人等の身近な人の自殺のサインに気付き支援につなげる「ゲートキーパー講座」を複数回実施した。一般区民向けの講座では、区民と接する機会の多い理容・美容従事者の参加を促すために、東京都理容生活衛生同業組合・東京都美容生活衛生同業組合を通じて働きかけを行った。また、医療従事者向けの講座では、薬剤師会と共催し、医師会及び歯科医師会の後援を得て、広く医療職・対人援助職の方々へ周知を行い、多くの医療従事者が参加した。

〇がん患者や家族等の地域での生活を支えるための取組みの推進

がん患者や家族への支援のより一層の充実を目指し、必要な情報収集や情報交換を行うことを目的として開催した「がん患者等支援ネットワーク会議」に、区内の医療機関、関係団体、相談機関をはじめ、近隣のがん診療連携拠点病院、がん患者等の支援NPO団体など、幅広い関係者が出席し、連携した情報発信の有効性や情報共有の必要性などを相互に確認することができた。これにより、これまで連携の無かった団体同士のつながりができ、区のがん相談事業について周知し、活用を働きかけ関係機関の理解が深まった。今後も、この取組みを定例化し継続する。

○住まいの地域資源の活用や様々な住まい方の提案

平成30年12月にひとり親世帯家賃廉化補助事業を開始したが、賃貸物件に関する制度の条件が厳しく、提供の数が伸びなかったところ、民間不動産店団体の協力があり、複数の物件の提供を受けた。その物件のひとつで、家賃低廉化補助を行なった。

都市整備政策部が世田谷区住宅相談連絡協議会と連携して、区内の住宅関連の施工会社を対象とした環境配慮型住宅研修会を開催したことにより、世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の補助件数が増加した。これは、研修会に参加した事業者が、区民に対して補助の活用を積極的にPRしたことが増加要因のひとつと考えている。

都市整備政策部が世田谷トラストまちづくりと連携し空き家活用ゼミナールを開催した。これにより、空き家等を活用したまちづくり・地域貢献活動への意欲がある個人もしくは団体の発掘や、事業計画づくりの支援が出来た。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、必要なサービスを一体的に提供する体制の構築を 進めているが、健康づくりの取組みや介護予防の住民参加型・住民主体型サービスをはじめとし て、サービスの担い手を確保することは難しくなっている。参加への意識が高い住民は既に担い 手となっていることが多く、意識啓発のみならず一層の工夫が必要である。施設整備に関しては、 高齢者施設、障害者施設ともに不足しており、高齢者施設では未整備圏域の解消、障害者施設で は中長期的な施設需要への対応に向けた具体的な方策が課題となっている。

地区の相談窓口の充実から始まった地域包括ケアシステムづくりは、不足するサービスの提供 拠点や新たな人材をいかに確保するかという段階に入っている。

三者連携の取組みはまちづくりセンターが主体的な役割を果たすようになってきており、連携によるまちづくりの意識醸成は進んでいる。しかしながら社会資源の発掘はまだ端緒に立ったばかりであり、今後も三者がそれぞれのノウハウを活かし、地域住民や活動団体の参加と協働による取組みの積み上げが求められる。

福祉人材に関しては、確保・育成・定着を進めるため、区内事業所やそこで働く様々な業種、 雇用形態の従事者のニーズを的確に捉え、実情を踏まえた事業計画を毎年作成するため、福祉人 材に関する基礎的な調査研究も含めた取組みを進めることが必要である。

重点政策 2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

以上を含め地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、5 つの要素(医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)に関する事業の目標や評価指標を設定する取組みを進めており、到達点を可能な限り定量化することで進捗管理を行う。また、8050 問題や中高年のひきこもり等の解決が困難な課題に対する取組みも推進し、誰もが安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指す。

安全で災害に強いまちづくり

(1) 政策目的

災害に強く復元力のある都市をつくります。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①住民の力で被害の拡大を防ぐ、防災 意識が根づいた地域コミュニティ づくり	303 地域防災力の向上	危機管理室	213
②不燃化や耐震化、豪雨対策等の住 民、事業者との協働による推進	401 木造住宅密集地域の解消	防災街づくり担 当部	282
	402 建築物の耐震化の促進	防災街づくり担 当部	287
	403 狭あい道路拡幅整備の促進	防災街づくり担 当部	292
	404 豪雨対策の推進	土木部	295
③道路、公園等の計画的かつ効率的な 整備による災害に強い街づくり	411 道路ネットワークの計画的な整備	道路・交通政策部	328
	410 公園・緑地の計画的な整備	みどり33推進 担当部	324

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目標に対する 達成状況
食料を備蓄している区民の割合	51.6%	57.4%			55%	170.6%
地区防災計画の認 知率	48%	50%			60%	16.7%
不燃化特区に指定 した区域の不燃領 域率	62.4% (平成 28 年 度末現在)	64.8% (平成30年 度末)			70%以上	31.6%
流域対策による雨 水流出抑制量	時間 4.1mm相当 (約 39.4万 ㎡)	時間 4.5mm 相当 (約 42.9万 ㎡)			時間 5.4mm 相当 (約51.5万 ㎡)	30.8% (28.9%)

(4) 成果の達成度に対する評価等

- 1) 横断的連携の取組みに対する評価(成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)
 - ①地区防災計画の検証、ブラッシュアップを目指した防災塾の実施(総合支所、危機管理室) 各総合支所地域振興課及び各まちづくりセンターと連携することで、水害や火災による延焼 の危険性が高い等といった、それぞれの地区特性や実情等を踏まえたワークショップ形式等で の防災塾を実施することができた。
 - ②災害時の男女共同参画の視点を取り入れた取組みの推進(危機管理室、生活文化部、総合支所) 総合支所地域振興課及び人権・男女共同参画担当課と連携のもと、各所管課の専門知識を活 用することで、地域における防災事業の実情や災害時の男女共同参画の視点を取り入れたプロ グラムを構築することができた。

とりわけ、人権・男女共同参画担当課の災害時における固定的な性別役割分担意識の解消や性的マイノリティーの方々をはじめとする多様性を配慮した防災対策への視点を検討の初期段階から得られたことが、成功要因と考えている。

- ③「建物が倒れないこと、燃えないこと、浸水しないこと」が安全で災害に強い街づくりの基本であることを踏まえ、地区防災訓練等における耐震診断や改修、不燃化建替えの普及啓発による防災街づくりの推進や豪雨対策の啓発等に伴う流域対策の実施(総合支所、防災街づくり担当部、土木部、都市整備政策部)
- ④戸別訪問や個別相談会等の機会をとらえた防災対策の総合的啓発(総合支所、防災街づくり担当部)

防災街づくり担当部で、危機管理室、土木部、みどり33推進担当部と連携し、老朽木造建築物の建替えや防災に関連する支援事業を網羅的にまとめたパンフレットを作成したことで、区民への情報発信を一元化した。このパンフレットを世田谷及び北沢総合支所街づくり課が、対象者への戸別訪問等や町会等が主催する各地区防災訓練等で配布したことで、総合的周知・啓発を徹底することができた。

⑤避難行動要支援者の命を守る耐震シェルターや耐震ベッド、家具転倒防止器具、感震ブレーカー設置支援などの施策を、真にその支援を必要としている方々に届けるための普及啓発(総合支所、防災街づくり担当部、高齢福祉部)

家具転倒防止器具取付支援制度では 65 歳以上が対象となるため、高齢福祉課が介護保険の通知を送付する際にパンフレットを同封し、ダイレクトメールとして郵送を行った。また、町会等が主催する各地区防災訓練等に年間 10 回程度出向き、身近な耐震対策として、家具転倒防止器具支援の普及啓発を行った。

⑥みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用するグリーンインフラの促進(土木部、みどり33推進担当部、各部)

土木部とみどり33推進担当部が連携したことで、みどりなどの自然が持つ多様な機能を雨水流出抑制対策に活かすグリーンインフラの取組みを検討していくことになった。それに伴い、両部で連携し、シンポジウムを開催すると共に施設営繕担当部も加え、先進事例の視察を行うなど、具体的な取組みに向け、動き出すことができた。

- 2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)
 - 〇地区防災計画のブラッシュアップ

町会・自治会や福祉事業所に加え、NPO法人等の多様な参加団体との協働を図ることにより、普段から防災活動に関わることが少ない団体等の意見を聞くことができ、支援の必要な高齢者の多い地域において、避難行動要支援者対策の必要性を皆で共有するなど、より各地区の実情に合わせた計画のブラッシュアップを行うことができた。

〇区民との協働による不燃化・耐震化の促進

地元金融機関との「防災・環境まちづくりの推進に向けた連携に関する協定」を背景として、 関連する施策を含めて情報提供や意見交換を重ねたことで、金融機関の活動を通じた、区民(金融機関の顧客)への働きかけができた。また、区民が老朽木造建築物の建替えや改修に際して密接に関わることになる住宅メーカーとも、統括する団体を通じて同様の取組みを行うなど、 区民に対して多様なアプローチからの働きかけを展開できた。

〇区民、事業者等との協力、連携による雨水貯留浸透施設等の設置の推進

土木部が、民間事業者や区民に対し、指導要綱に則る指導を行い、助成制度の利用などにより協力を得られたことで民間施設への雨水貯留浸透施設等の設置を推進し、雨水流出抑制量について目標を達成することができた。これは、広報活動により、民間事業者や区民に対して、豪雨対策における流域対策の重要性が浸透してきた事が要因である。

〇建替え等に伴わない狭あい道路沿道建築物所有者への啓発による連続的整備

狭あい道路の拡幅整備は、災害時の避難路確保や住環境の保全等の観点から推進が必要であり、私有財産である土地の提供を伴うことなどから、建替え等の機会が協力を得やすい。そのため、建替え等を予定している所有者等に対して協力を求めているが、より効果的・効率的な拡幅整備を促進するため、建替え等に隣接する所有者等に対しても、区による拡幅整備の必要性や各種助成制度の案内等も含めて積極的に啓発している。このような取組みを推進することにより、連続的整備につなげることができた。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

成果指標について、「食料を備蓄している区民の割合」は、大幅に向上しており、区民の防災意識を高揚できたと考えている。また、「地区防災計画の認知率」は、防災塾の活動等により、実績は上がったが、まだまだ計画が地区の住民に知られていない等の課題があり、引き続きより広い層に周知を図る必要がある。「不燃化特区に指定した区域の不燃領域率」は、個別相談会等の実施による建替え支援や助成により、老朽木造建築物の除却や建替えについて一定の実績はあがった。「流域対策による雨水流出抑制量」についても、平成30年度までの目標値424,246㎡に対して、428,972㎡の対策量となり、目標以上の雨水流出抑制量を確保し、豪雨対策を推進することができたと考えている。

安全で災害に強いまちをつくるためには、防災意識の向上などのソフト面と、不燃化や耐震化などのハード面、両面からのアプローチが必要となる。そのためには、危機管理室、都市整備領域をはじめ、総合支所や各領域のほか、区民や民間事業者等との連携が必要不可欠である。

この間、「住民の力で被害の拡大を防ぐ、防災意識が根づいた地域コミュニティづくり」では、防災塾の参加団体は徐々に増えており、地域防災力の向上に一定の成果を上げている。しかしながら、災害に対する危機感や各地域・各地区が抱える防災上のリスクなどが地区住民全体で共有されているとは言えず、住民一人ひとりの防災意識の醸成には至っていない。より一層、防災意識を根付かせ人材確保を進めていくためには、コミュニティ施策との連携を図るなど、庁内外で横断的に連携し、発信することが必要である。

「不燃化や耐震化、豪雨対策等の住民、事業者との協働による推進」については、老朽木造建築物の除却、建替え、耐震改修は、高齢化した所有者の建替え等の意欲が低いなど、簡単には進まない状況である。そのような中、防災街づくり担当部、危機管理室、土木部、みどり33推進担当部が連携し作成した横断的なパンフレットは、「自宅の建替え」という行為を切り口に、区民が活用できる各部の事業をまとめて紹介している。これは、区民目線で見ても情報が一元化され分かりやすく、各部が個別に周知をするよりも効果的である。区民の意欲喚起のためには、このような横断的に連携した周知活動が重要である。

重点政策3 安全で災害に強いまちづくり

「道路、公園等の計画的かつ効率的な整備による災害に強い街づくり」については、主要生活 道路及び都市公園の整備において今年度の目標値を達成している。今後も都市計画道路や都市公 園等の整備による防災・減災機能を計画的かつ効果的に発揮するためには、区民への丁寧な説明 や協働に取り組むなど、関係者と調整を図りながら、着実に事業を推進することが必要である。

高齢化の進行や多様なライフスタイルなど、区民ニーズが複雑化しているなか、あらゆる機会を捉え、民間事業者など様々な関係者と連携しながら、引き続き、災害に強く復元力のある都市の実現に向けて取り組んでいく必要がある。例えば、当事者である高齢者本人だけでなく、その子ども世代や孫世代へのアプローチなど、新たな視点からの取組みが求められる。

また、限られた財源の中で、安全で災害に強いまちづくりを推進していくために、更なる官民連携の取組みや、技術革新、グリーンインフラなどの先進的な事例等も研究し、新たな政策展開についても検討していく。

自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

(1) 政策目的

再生可能エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①再生可能エネルギーの普及拡大、区民の東業者等の環接配慮行動によ	310 環境に配慮したライフスタイル への転換と再生可能エネルギー 利用の促進	環境政策部	251
民や事業者等の環境配慮行動によ る環境共生都市づくりの推進	311 区民・事業者の3 R行動の促進	清掃・リサイクル部	256
②区民、事業者との協働による、質、 量ともに豊かなみどりの環境づく り	409 世田谷らしいみどりの保全・創 出	みどり33推進 担当部	318
③たばこマナー向上など環境美化の 取組みによる清潔できれいなまち の実現	312 たばこマナーが向上するまちづくりの実現	環境政策部	260

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目標に対する 達成状況
CO ₂ 排出量 *集計上 2年前の データが最新	2,927 千 t - C O ₂ (平成 26 年 度)	2,671 千 t - C O ₂ (平成 28 年 度実績)			2,685 千 t - C O ₂	105.8%
区民1人1日あた りのごみ排出量 (g/人日)	542 g (平成 28 年 度)	530 g			516 g	46. 2%
緑化助成によるシ ンボルツリーの植 栽本数(累計)	590 本	688 本			1,030本	22.3%

(4) 成果の達成度に対する評価等

1) 横断的連携の取組みに対する評価(成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)

①省エネルギー設備や再生可能エネルギーの区施設における率先導入(環境政策部、施設営繕担 当部、庁舎整備担当部、各部)

長野県の水力発電による電気を導入し、区立保育園及び児童館へ供給している。長野県にとっては同県の魅力PRや大都市の自治体への販路の拡大、世田谷区にとっては再生可能エネルギーの利用拡大や電気料金の削減につながるなど、電気の売買を通じて双方がメリットを享受するとともに、地域間の交流をつくり出す取組みとなっている。自治体同士の連携強化を目的とした自治体間ネットワーク会議の機会を活かし、積極的な情報交換や課題共有により、的確な需給の合致を図ったことが成功要因である。(環境政策部)

環境政策部が策定した「世田谷区環境配慮公共施設整備指針」に、指針の検討段階から施設 営繕担当部が連携協力していたことで、区施設の工事の際には、LED照明、高効率空調設備 等の省エネルギー設備と共に再生可能エネルギー(太陽光発電設備)が導入できている。(施設 営繕担当部)

本庁舎等整備に向け、庁舎整備担当部と庁内検討分科会等で課題の共有や議論を重ねた。当初より、施設営繕担当部が専門的な立場で関わることで、太陽光や地中熱等の自然エネルギーの活用、高効率機器の採用及びBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)による効率的運用等により、本庁舎等整備の基本的方針の一つである「環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」への取組みが進んだ。(庁舎整備担当部)

②省エネやごみの排出抑制などの環境負荷の少ないライフスタイルの呼びかけ (清掃・リサイクル部、環境政策部、各部)

清掃・リサイクル部が環境政策部と連携し、環境政策部主催の「環境エネルギー・ラボ」にフードドライブを出展して食品ロス削減の啓発を行い、効果的にごみ減量を訴えることができた。これは、環境問題に関心のある来場者が多い環境イベントに出展できたことが成功要因である。

③民有地のみどりの保全と地域の緑化の推進(みどり33推進担当部、総合支所)

総合支所街づくり課との連携による建築行為に伴う緑化指導と、緑化が法律上の義務となる 緑化地域制度を併せて適用し、みどりを保全・創出した。申請窓口となる街づくり課と情報共 有することで、地区や敷地の状況に応じた法を超える緑化基準の導入により、質の高い緑化の 指導を行うことができた。

④農業公園による農のみどりの保全(みどり33推進担当部、経済産業部、各部)

農業公園の管理運営について、地域の農業経験者やJA等と連携して行うことで、都市農業の理解を深める農業体験の機会とすることができた。

⑤喫煙場所の確保等、「迷惑たばこ」のない環境の整備(環境政策部、各部)

環境政策部が支所地域振興課、支所街づくり課、スポーツ推進課、公園緑地課、道路指導課、 工事第一課、工事第二課といった施設管理所管と喫煙場所整備の重要性を共通認識し、連携・ 協働することで、公共施設に指定喫煙場所を21か所整備することができた。

これは、施設管理者と粘り強く交渉し、たばこマナーを向上させるためには分煙環境の整備が重要であることの理解を得ることができたことや、受動喫煙やポイ捨ての苦情が多かった公共施設では、どのような仕様で喫煙場所を設ければ効果的に分煙ができるかを綿密に協議したことで、喫煙場所の整備を円滑に進めることができた。

環境政策部が都市デザイン課と連携し路上喫煙禁止標示サイン等を街並みと調和する色彩・デザインで作成したことで、景観に配慮しつつ、たばこルールの周知を図ることができた。

これは、都市デザイン課の色彩・デザインに関する専門的知見を検討の初期段階から協力が得られたことが、成功要因である。

2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)

〇環境配慮行動の展開

環境エネルギー・ラボを大学、企業、学識経験者等と協働して開催したことで、子どもたちが環境やエネルギーについて楽しく学べる多様で創意工夫にあふれたワークショップを実施することができ、子どもたちの環境意識を高めることができた。実行委員会への参画を各団体に働きかけ、実行委員会の主体的な取組みにより、円滑に協働できる体制を整備したことが成功要因である。

省エネ住宅セミナー、海洋プラスチックごみ問題に関するシンポジウムについては、区内住宅事業者や学識経験者と協働して開催したことで、専門的知見を活かした区民への情報発信を行い、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進することができた。区内に展示場を持つ事業者や、環境省等との協働実績のある学識経験者と連携したことが成功要因である。

また、区民・事業者の参加を得て省エネポイントアクションを実施したことで、参加者全体のエネルギー消費量・ CO_2 の排出抑制を図り、省エネ意識を醸成することができた。パンフレットに、省エネに成功した参加者が行っている工夫や省エネのコツを記載し、参加者全体の省エネ意欲を高めたことが、成功要因である。

○区民・事業者の3R行動の促進

排出量の多い事業者を対象としたセミナーの実施やオリジナルな情報誌の発信など、双方向の対話により自発的行動を促すことを目的に事業展開を図っている。セミナー参加事業者からは環境問題を取り巻く世界の動向や日本の方針などについて知り、改めて企業としての役割を考えるきっかけとなった。さらに、廃棄物の地域循環のために何ができるか、同業者間で情報交換したいなどの意見も出され、今後、区としてマッチングなどの調整を行うことで、区内事業者間の連携を図るための土台作りができた。

2 R推進会議では、区民団体からごみ減量に関する効果等の情報が分かりにくいといった意見を受け、大学と協力して環境情報の見える化を実施し、その内容を掲載したポスターやPOPを会議に参加する小売事業者店舗で実際に掲出するなど連携した取組みで区民の2 R行動の促進に繋げている。

※2R:3R行動のうち、特にごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) に力を入れて、 そもそも不用な「もの」を発生させない取組みのことを指す。

○みどりを守り育てる行動の広がり/○みどりや生物多様性の理解

緑化助成やみどりと花いっぱい協定などを展開し、区民・地域団体によるみどりのまちづくりを支援することができた。また、自身で参加できる活動のきっかけとしてガーデニングフェアやみどりの緑化体験講習会を開催し、昨年以上の参加を得ることができた。さらに、小学4年生、6年生を対象にみどりや生物多様性の大切さを解説した冊子を区立小学校全児童に配布し、理科の教材として役立てている。あわせて4年生対象のみどりの出前講座を実施した。

○都市農業の振興・農地保全

1991(平成3)年の生産緑地法改正により、生産緑地については30年間の営農義務が課せられたが、2022(令和4)年には、生産緑地地区指定から30年を経過した農地の買取り申出が可能となることから、農地面積の大幅な減少のおそれがある。そこで、生産緑地所有者に対して、2017(平成29)年の生産緑地法一部改正により創設された「特定生産緑地制度」への移行を推進するため、都市整備政策部や区内JAと連携し、個別説明による制度理解と移行意思の把握に努めることで、説明会や申請手続きに向けた進め方を検討したほか、JAにおいては生産緑地存続に向けた支援策の検討も着手した。また、新たな農業振興計画については、世田谷区農業振興対策委員会からの意見聴取も踏まえ、農業従事者への支援策、担い手の確保育成、区内産農産物の販売促進、新たな農業ビジネスの検討など、生産緑地を守っていくための農業振興策を盛り込むことができた。

○東京 2020 大会を契機とした、たばこマナー向上の全区的展開

環境政策部が町会・自治会、商店街等と連携してたばこルール周知のキャンペーン活動を実

重点政策 4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

施したことで、たばこマナーに関する満足度の向上に寄与した。

これは、地域のたばこマナー向上の気運醸成を促すために、まちづくりセンター所長会で情報共有を図り、町会総連合会や商店街連合会でたばこルールの説明を行ったことや、キャンペーン活動に区職員が参加して区民・事業者とともに周知徹底に取り組んだことが成功要因である。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

「 CO_2 排出量」「区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量」の成果指標はともに目標を達成した。区民や事業者の、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用、ごみの発生抑制及び資源再利用の 2 Rの浸透や、プラスチックごみなどの廃棄物に対する関心の高まりなど、環境意識の向上が窺える。一方、「緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数」の成果指標は目標を達成することができていない。平成 30 年度はシンボルツリー助成ではなく生垣助成を選択するケースが多かったことを差し引いても、他の区民参加による緑化事業の進展も必ずしも順調ではなく、参加型の緑化の取組みを改善、強化することが必要である。

環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進の取組みは、順調に推進してきている。環境政策部と施設営繕担当部が検討段階から連携・協力して策定した指針をもとに、区施設への省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入を円滑に進めることができたほか、省エネポイントアクションの導入や、環境団体や大学、企業等との協働によるセミナーやシンポジウムの開催など、区民、事業者等を巻き込んで環境配慮行動を促進する機運を高めたことが成果につながった。

「2R」の取組みで環境負荷を生じさせない取組みは、ごみ減量行動のきっかけづくりを目的とした「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布などにより、徐々に2R行動が広まり、効果として現れてきている。一方で、食品ロスや海洋プラスチック問題に関する具体的な取組みの推進に向け、継続した普及啓発が必要となる。

世田谷らしいみどりの保全・創出については、区民参加によるイベントや講習会に多くの参加者を得たことなどにより、みどりを守り育てる機運を醸成できたと考える。これをどのようにして緑化の成果につなげるかが課題であり、「ひとつぼみどり」の全区展開など参加型の取組みにより具体的成果を上げていきたい。農業公園の認知率は策定時の値を下回っている。農業体験参加者以外に対しても、広く農業公園をPRし、認知度向上と利用促進を図るための取組みが必要である。

たばこマナーが向上するまちづくりの実現においては、たばこルールが平成30年10月に施行されたことに伴い、路面や電柱への注意看板の増設、環境美化指導員による巡回指導など、周知啓発を強化したことにより、区内のたばこマナー向上につながった。

今後も引き続き、環境共生都市の実現を目指し、区、区民、事業者の連携・協力のもと、再生可能エネルギーの普及促進や、省エネ、2R行動、みどりや生物多様性への理解促進、たばこマナーの向上など、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に向けた持続可能な取組みを展開する。

世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

(1) 政策目的

文化・芸術・歴史・スポーツを多世代で楽しむ都市を目指します。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①区民が生涯を通じて学び、文化・芸術・歴史に親しめる環境でした。	308 文化・芸術・歴史資源の魅力発 信と子どもの創造性の育み	生活文化部	238
術・歴史に親しめる環境づくり	315 まちなか観光の推進	経済産業部	275
②多世代が集う図書館を情報拠点と した、文化の創造と知のネットワー クづくり	213 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	教育委員会事務 局	200
③総合型地域スポーツ・文化クラブの 新規設立や既存クラブの支援、障害 者スポーツの推進など、だれもがス ポーツに親しめる機会の創出	309 地域での生涯を通じたスポーツ の推進	スポーツ推進部	245

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目 標に対する 達成状況
文化・芸術に親し める環境の区民満 足度	55. 2%	47.0%			80%	△33.1%
成人の週 1 回以上 のスポーツ実施率	47. 3%	42.0%			60%	△41.7%

(4) 成果の達成度に対する評価等

1) 横断的連携の取組みに対する評価(成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)

①区内外への文化・芸術の魅力の発信(生活文化部、経済産業部)

東京 2020 大会を見据え、従来の日本語版せたがや文化マップの改訂版に加え、新たに、英語、中国語、韓国語の多言語版を発行した。これまでの区内公共施設での配布のほか、生活文化部が世田谷区産業振興公社と連携したことで、三軒茶屋観光案内所や区内の観光情報コーナー、東京都庁の東京観光情報センターなどに配架し、多くの方に活用され、世田谷の文化の魅力を発信できる機会を拡充することができた。日本語版のみであったまち歩きルートの案内冊子に、多言語でまち歩きコースを紹介できる文化マップが加わったことにより、外国人に対する区の見どころ案内の幅が広がり、世田谷の文化の魅力発信と観光情報の充実につながった。

②郷土を知り次世代へ継承する取組み(教育委員会事務局、政策経営部、生活文化部、経済産業部、都市整備政策部、みどり33推進担当部)

教育委員会事務局と生活文化部やみどり33推進担当部など様々な所管と連携して、世田谷 デジタルミュージアムにせたがや文化マップや名木百選など他の文化財情報と連動させたコ ンテンツを作成することで、世田谷の歴史や文化を情報発信することができた。今後は世田谷 の歴史や文化に興味・関心が薄い層へのアプローチを積極的に行っていく必要がある。

生活文化部と教育委員会が連携して、世田谷区の地域資源を活かした事業のあり方を検討した結果、せたがや文化財団が企画・実施している事業を活用し、平成 31 年度より乳幼児を対象とした文化・芸術体験事業を新たに試行することとなった。

③新たな図書館機能の創造(教育委員会事務局、総合支所、各部)

区の政策課題の周知等のために所管部と連携した中央図書館での関連図書のテーマ展示とパンフレット・チラシ等の配布・掲示の実施や、まちづくりセンターと連携した図書館でチラシ等の配布や掲示などによって身近な地区の情報提供などを行うなど、図書館が区政や地区の情報拠点としての役割を担うことができた。これは各所管部が展示図書の選定や資料作成など、展示構成や内容の検討に関わることにより、政策課題をわかりやすく来館する多くの区民に伝えられたことが成功の要因である。

図書館と各総合支所が連携した 3~4 か月児健康診査で絵本リストの配布や、図書館と区立小・中学校の学校図書館司書との連携により、調べ学習用の資料貸出を積極的に進めるなど、子どもの読書・学習活動への支援を推進することができた。これは学校図書館運営体制の拡充として学校図書館司書配置校を増やしたことにより、図書館から区立図書館利用案内や出張おはなし会等で学校訪問する際など、日常的に情報交換・意見交換等を円滑に行えたことが、成功要因である。

④生涯を通じたスポーツの推進 (スポーツ推進部、障害福祉部、教育委員会事務局)

障害の有無に関係なく多世代がスポーツを通じて交流することを目的に、ボッチャ交流大会を開催した。実施にあたっては、教育委員会事務局や子ども若者部、総合支所、障害福祉部が連携することで、障害のある人もない人も、そして、子どもから高齢者までが参加する大会を実施することができた。これは、各部が持つネットワークを活用し、大会への出場チームを調整できたことや当日の運営サポート体制をとれたことが成功要因である。

総合型地域スポーツ・文化クラブについて、既存クラブの運営や新規設置など、多くの区民が地域スポーツの振興に参加できるよう、活動の拠点となる学校やクラブの中心となる区民、スポーツ推進委員、教育委員会事務局、スポーツ推進部などが意見交換・協議を行い、円滑なクラブ運営や新規設置に向けた準備を進めることができた。

2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)

〇区民と協働して世田谷の魅力を発信するせたがや歴史文化物語の取組み

区民と協働したワークショップにより、せたがや歴史文化物語のテーマ選定を行った。行政 からの目線でなく区民からの目線でせたがやの歴史や魅力の情報発信等の手法に関するワークショップも行ったことで、区民が必要な情報を抽出してテーマ選定を行うことができた。

〇民間文化施設等との連携

東京 2020 大会を見据え、世田谷美術館と民間の五島美術館、静嘉堂文庫美術館で、調整等を重ね、平成 29 年 2 月から相互割引を行うことにより、廉価で文化・芸術に触れる機会を創出してきている。また、平成 30 年には、東急バスが、期間限定で 3 館をめぐるバスを運行し、来館者の利便を図ってはいたが、現在は、運行されていないことから、改めて、来館アクセス方法に課題がある。

○区民との交流を生み出す観光事業の展開

区では、区民が日常生活の中で親しみ、育ててきた歴史、自然、文化、町並み等、区民自身が感じる区の魅力を観光資源として発信し、区民と観光客との交流や区の賑わいの創出を図るまちなか観光を、鉄道・バス事業者や、メディア、大学などが参画する世田谷まちなか観光交流協会(以下「協会」という。)を中心に進めている。

協会会員の相互連携による、世田谷まちなか観光メッセ等のイベント内容の充実や多様なまち歩きツアーを実施した。東京駅前や渋谷駅地下の観光案内所など、民間施設と連携した観光情報の発信力強化を行った。民間企業のノウハウを活用した外国人観光客おもてなしセミナーの実施による観光客の受入環境整備、さらに、区民が担い手となる観光ボランティアガイドの実施や三軒茶屋観光案内所の開設等により、区民と観光客との交流促進につながる事業を展開することができた。

これは、協会の中で定期的に意見交換や情報共有を進めてきたことにより、会員相互の意識の共有化が図られ、多様な協会会員事業者とその関係企業等との連携が促進されたことが成功要因である。また、生活文化部と連携してせたがや多文化ボランティア講座の受講者に観光ボランティアガイドの案内を行い、熱意ある区民の登用につなげたことや、三軒茶屋観光案内所のスタッフに観光ボランティアガイドを含む区民を登用したことも、区民と観光客の交流が促進された要因である。

〇総合型地域スポーツ・文化クラブの運営

区は学校や地域へのクラブの目的や活動内容を周知するなど、地域住民が自主運営しやすくする環境づくりに協力し、活動拠点の学校に地域の方々が参加し、だれもがスポーツに親しめる機会を創出することができた。

〇スポーツ事業における区内大学等との相互協力

世田谷 246 ハーフマラソンにおいて、世田谷区スポーツ振興財団がマラソンや駅伝を行っている企業や大学などと連携したことで、大会の価値を高めることができた。また、救護体制の確保にあたり、区内大学の自転車AED隊を結成し、機動的に急病人等に対応できる体制を整え、安全な大会実施に寄与した。これは、日頃からスポーツ施設を運営する中で、スポーツ振興財団が構築してきたネットワークを活用できたことが成功要因である。

○障害のある人とない人とがともに楽しめる障害者スポーツの取組み

障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツレクリエーション交流事業の実施にあたり、 日本体育大学と連携することで、学生によるスタッフとしてのサポートや施設の無料提供を受け、事業を円滑に実施することができた。これは、過去に日本体育大学が実施してきた同事業に対するノウハウを活用できたことが成功要因である。

一般社団法人日本ボッチャ協会や民間企業と連携することで、講習会の実施やイベントへの 参加協力が得られ、人材育成やボッチャの普及啓発ができた。これは、日本ボッチャ協会の持 つノウハウを活用できたことや、オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成に民間企業 が前向きであったことなどが成功要因である。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

「文化・芸術に親しめる環境の区民満足度」は策定時を下回っており、誰もが身近に文化・芸術に触れられる機会の創出、区民への世田谷の多彩な魅力の発信に力を入れて取り組んでいるものの、更なる取組みが必要な状況である。また、「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率」も策定時を下回っており、身近な地域でスポーツを親しめる機会が十分ではないことから、東京 2020大会に向けたスポーツに対する気運の高まりを捉え、誰もがスポーツに参加できる取組みを一層展開していく必要がある。

重点政策 5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

文化・芸術・歴史に親しめる環境づくりにおいては、観光情報コーナーや世田谷デジタルミュージアムなど様々な情報発信手段を活用することで、区内外への魅力の発信に向けた取組みが進んだ。しかし、情報発信技術の進展や外国人人口の増加などに伴う情報の受け手の多様化を踏まえ、効率的な情報提供手法の研究を進め、ターゲットの明確化やニーズの把握などにも取り組みながら広報戦略の見直しを行い、的確な情報発信を図っていく必要がある。

知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実に向けては、区民の多様な学習活動に対応するため、レファレンスの充実と利用促進を図ることで受付件数の増加につなげるとともに、地域情報の収集や発信を行うなど、図書館サービスの充実に向けて取り組んだ。今後も、読書や情報に関わるボランティアの育成及び場の拡充に向けて、コミュニティ意識や区民参画の促進を進めていく必要がある。

だれもがスポーツに親しめる機会の創出に向けては、一般社団法人日本ボッチャ協会や民間企業との連携による人材育成やボッチャの普及啓発など、社会の気運やニーズを捉えて障害者スポーツを推進することができた。一方で、総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立には時間を要しており、地域人材の育成や地域資源の掘り起こしを積極的に進めながら、参加と協働のさらなる促進に向けた政策展開を行う必要がある。

今後も引き続き、世田谷の文化の創造と知のネットワークづくりを進めるため、あらゆる機会を捉えて文化・芸術・歴史資源をはじめとした世田谷の多彩な魅力を区内外に十分発信するとともに、区民の生涯学習活動の中核となる図書館や総合型地域スポーツ・文化クラブなどにおいて、庁内各所管の連携による区政情報等の発信や区民・事業者との参加と協働による取組みを推進し、文化・芸術・歴史・スポーツを多世代で楽しめる環境づくりを進めていく。

豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

(1) 政策目的

コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります。

(2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①地域活動への参加を促進するため の環境づくりと区民や事業者によ る協働の促進	301 豊かな地域社会づくりに向けた 区民による参加と協働のまちづ くり	生活文化部	206
	302 コミュニティ活動の場の充実	地域行政部	211
	304 犯罪のないまちづくり	危機管理室	218
②地区街づくりの推進に向けた区民 の主体的な取組みの支援	405 地区街づくりの推進	都市整備政策部	298
③多様性を認め合い、人権を尊重し、	305 男女共同参画の推進	生活文化部	222
男女共同参画と多文化共生を推進 する地域社会づくり	307 多文化共生の推進	生活文化部	233
④職住近接に向けた産業基盤の強化 と多様な働き方の推進	313 世田谷産業の基礎づくり	経済産業部	265
	314 世田谷産業を担う人材の充実と 活用	経済産業部	270

(3) 政策の成果

成果指標名	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度) 目標	4年後の目標に対する 達成状況
地域活動への参加度	15.3%	13.4%			18%	△70.4%
多文化共生施策が 充実していると思 う区民の割合	33. 2%	31.5%			80%	△3.6%
地区計画の策定・変更地区数	策定済み 90 地区	a)策定1地 区(計 90 地区) b)変更4地 区(内、 廃止1地 区)			a)策定9地 区(計95地区) b)変更10地 区(内、 廃止4地区)	a) 11. 1% b) 40. 0% (内、廃止 25. 0%)
地区街づくり計画の策定・変更地区数	策定済み 102 地区	a)策定2地 区(計 103地 区) b)変更2地 区(内、 廃止1地 区)			a)策定11地 区(計108地区) b)変更12地 区(内、 廃止5地 区)	a) 18. 2% b) 16. 7% (内、廃止 20. 0%)

(4) 成果の達成度に対する評価等

- 1) 横断的連携の取組みに対する評価(成果につながった横断的連携の取組みの成功要因)
 - ①地域ぐるみの子育て、見守り等の住民同士の支えあい、地区の街づくり、防犯・防災対策、清掃活動等の環境美化の取組み等の住民主体の地域運営など、あらゆる分野の自治活動を促進するコミュニティづくり(生活文化部、各部)

転入者の増加や未婚率の上昇、単身者や高齢者のみの世帯の増加など家族の形態が変化している一方で、災害等により地域の絆の大切さが見直されるなど区民を取り巻く環境が変化している。このような状況を踏まえ、平成19年作成の「町会・自治会活性化マニュアル」を見直し、各町会へのアンケートに基づき、特徴的な取組みをしている町会・自治会の紹介を行うことで、活動の活性化へのきっかけとなるよう「町会・自治会ハンドブック」の改訂をした。ハンドブックを各まちづくりセンター及び各総合支所地域振興課へ配布し、町会・自治会からの活動内容についての問合せや相談があった際の参考資料として活用している。

②地域活動団体の活発化のための支援、地域活動人材の確保育成への協力(生活文化部、各部)

地域活動団体の活発化のために「補助金交付」「まちづくりアドバイザー派遣」「交流会」の3つのしくみで支援を行っている。補助金交付では、団体からの申請及び精算内容を各まちづくりセンター、各総合支所地域振興課、世田谷総合支所地域調整課と3段階で確認作業を行っており、点検で生じた疑問や意見を相互に話し合うことで、統一した認識のもと地域活動団体への対応を行うことができた。

また、次年度に向けた事業の見直しでは、各地域振興課及び地域調整課で検討会を構成し、制度目的や事業運用及び仕組み等の見直し検討に取り組んだ。それぞれの課で受けた地域活動団体からの相談や意見、最近の活動状況を話し合うことで補助対象を変更したり、分かりやすい申請書に改正することができた。

③地区街づくりへの支援と協力(都市整備政策部、総合支所)

安全で住みやすい街づくりを推進するため、祖師ヶ谷大蔵駅周辺では地区街づくり計画を策定し、これに基づき駅南側の商店街沿道の道路拡幅・整備を進めている。総合支所を窓口に、補助事業を担当する防災街づくり担当部及び道路整備を行う土木部と連携し、沿道建物の建替え誘導と着実な道路拡幅につなげている。

この取組み等から、地元住民等の街づくりに対する機運が更に高まり、総合支所と都市整備政策部の連携の下、防災機能の向上、良好な住環境の保全及び活力ある商店街の形成を図るため、平成30年12月に用途規制や壁面の位置の制限などを定める祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画の策定及び用途地域変更(東京都決定)等を行うことができた。

④男女共同参画の推進、外国人の生活支援及び交流事業における各所管との連携と協力(生活文化部、各部)

世田谷区第二次男女共同参画プランに基づき、庁内各課が担当事業について男女共同参画の視点を持ち、男女及び多様な性への理解促進にむけて取組みを進めることができた。

DV被害者の支援に関して、人権・男女共同参画担当課、各総合支所子ども家庭支援センター、各総合支所保健福祉センターが連携して、平成30年12月より、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備したことで、相談事実証明書の発行を区で実施できるようになり、庁内各課で連携して被害者支援に迅速に取り組むことができるようになった。また、庁内での連携会議を立ち上げ、住民票・就学・住宅等、被害者に区民サービスを提供する事業を持つ庁内関係所管との連携と情報共有を強化することにより、各課がDV被害者支援にむけた体制づくりや職員研修を行うなど、適切な対応にむけて取り組むことができた。

世田谷区多文化共生プラン策定にあたっては教育や災害の視点など関係所管との合意形成が図られて策定に至った。

2) 参加と協働の取組みに対する評価(成果につながった参加と協働の取組みの成功要因)

○協働の理解促進と協働事業の拡充

全庁をあげた「参加と協働」の推進や協働に関する職員研修等によって、庁内の協働に関する理解を深めることにより、NPO法人等との協働事業である提案型協働事業については、行政提案型が増えたとともに、市民提案型についても、事前協議の場に着く所管が増えた結果、7事業の内4事業が新規事業だった外、庁内における協働事業実施数についても、目標を上回るなど、協働の理解促進と協働事業の拡大を図ることができた。

地区計画策定において、地域の理解を得るため、意見交換会を行う際には、地区の権利者だけでなく町会、自治会、商店街に広く周知を行い、参加の機会を設けた。

犯罪のないまちづくり事業の「地域の危険箇所改善指導者講習会」は地域の防犯リーダーを 育成するために実施している。実際に防犯活動に携わる P T A 校外委員や防犯パトロール任意 団体(商店街、わんパト等)に声をかけたことによって、多様で自主・自立的な活動団体の参加者を得ることができた。

継続的・日常的に活動している地域の様々な団体が講習会参加により繋がることで、地域防犯リーダーの育成にとどまらず地域の課題共有や協働のきっかけ作りなどの相乗効果が得られた。

〇地区街づくりの推進

祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区では、安全で活力ある商店街形成に向けて道路拡幅や建物の建替え誘導が形となって現れてきたこと、意見交換会等を通じて街の課題や将来像について地区住民と時間をかけて検討してきたことにより、建物用途や形態規制等による街づくり誘導の必要性について地区住民の理解が得られたため、地区計画の策定が実現した。

〇男女共同参画と多文化共生の実現に向けた普及啓発と人材育成

情報紙やホームページ、SNSなどのさまざまな媒体を活用したり、イベントへの出展、啓発事業を展開することで、男女共同参画に関する施策や情報を直接区民に提供するとともに、区立小学校・中学校の教職員を対象とした研修の実施に当たっての企画協力や、区職員を対象とする研修の実施等により、広く男女共同参画の実現に向けた普及啓発を図ることができた。

外国人交流に関しては、例えば留学生会館、日本語教室などにイベント参加への声がけをし、コミュニティ活動へのきっかけ作りをして地域との交流を推進できた。

区で実施している外国人向けボランティア講座の修了者と区内で活動する外国人支援団体 とを結びつけることで、ボランティア活用の拡大を図ることができた。

○地域資源の活用による産業の基盤強化と活性化

区では平成27年度に「産業競争力強化法(以下、「法」という。)」に基づく「創業支援等事業計画(以下、「計画」という。)」を策定し、国の認定を受けた。この計画に沿って、各創業支援等事業者(金融機関、産業支援機関、大学等)と連携し、創業を希望している方に、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく「特定創業支援等事業」のメリット(登録免許税の軽減等)などが広く行き渡るよう周知に努めている。

また、これまで創業を希望している方や、すでに創業の準備をしている方など、各段階別の 方々に対して、各創業支援等事業者が相互の事業の紹介を進めてきた。さらに創業者の裾野を 広げるために平成30年度より、これまで対象としていなかった創業無関心層も支援対象とし、 これまで創業機運醸成事業に取り組み、創業無関心層へのノウハウがある駒澤大学との連携を 開始した。その結果、創業無関心層も含めた起業・創業者支援の推進に取り組むことができた。 加えて、世田谷区産業振興公社や株式会社日本政策金融公庫等の地域の支援機関と「せたが

やソーシャルビジネス支援ネットワーク」を形成し、ソーシャルビジネス支援を行っている。 また、産業能率大学とソーシャルビジネスプランのプレゼン大会などを実施し、支援の充実を 図っている。これらの機関と連携することにより、ソーシャルビジネスの専門家の支援が得ら れたため、ソーシャルビジネスによる創業希望者に対して、ビジネス化に向けた継続的な支援 を行うことができた。

重点政策 6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

これまでの取組みから、金融機関、産業支援機関、大学等の区内産業に係る機関が連携する「せたがや産業創造プラットフォーム」を立ち上げた。さらなる産業の基盤強化や活性化に向けて、ソーシャルビジネス支援も含めた起業・創業促進を中心により一層の強化の必要性の確認をした。

3) 成果の達成状況に対する評価及び今後の政策展開

「地域活動への参加度」、「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」の成果指標はいずれも減少した。地域活動への参加については、児童・高齢者・障害者の見守りや地域ぐるみの子育てなど、お互いに支えあう地域社会づくりと、年齢、性別、国籍などを問わず区民一人ひとりが自分らしく活躍する地域社会づくりが必要であり、区民が地域活動へ参画するための一層の工夫が求められている。

また、多文化共生施策が充実していると思う区民の割合が下がったことについては、結果を分析し、今後の施策展開に活かしていく。

「地域活動への参加を促進するための環境づくりと区民や事業者による協働」の取組みについては、職員の参加と協働の意識は高まっており、庁内における協働事業数は増加している。しかし、区民ボランティアの新規登録数は増加したが活用までは至っていない。今後、活動の場のバリエーションを確保していく必要がある。

「多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する地域社会づくり」の取組みについては、第二次男女共同参画プランでも地域での活動の活発化が課題として取り上げられており、地域住民の主体的な活動を掲げているがあまり進んでいない。また、本年3月に策定した世田谷区多文化共生プランにおいても、外国人の地域活動への参画促進を重点施策の1つに掲げており、今後取組みを進めていく予定である。こうした地域づくりは意識醸成が大切であり、定着には地道に啓発を続ける必要がある。

「職住近接に向けた産業基盤の強化と多様な働き方の推進」については、三茶おしごとカフェでの就業マッチングを行い、職住近接を進める職場環境の整備・検証を行った。今後はこれらに加え、産学金公の連携による創業支援や、テレワーク等の環境整備を促進するとともに、創業や地域の課題解決につながるソーシャルビジネスを推進し、地域社会を支え、区内産業を担う人材の充実につなげていく必要がある。

今後、豊かなコミュニティ活動を発展させていくためには、区民の地域活動への参加を促進していく必要がある。そのため、活動したくとも活躍の場面が見出せないために活動に繋がらないということを極力減らすため、地域活動の見える化を進める。コミュニティ活動で互いに支えるまちづくりを目指して、多くの区民が地域活動への理解や関心を持つよう課題に取り組む。